

# アートNPOとフリーランス制作者を めぐる環境の変化と今後への課題

NPO法人Explat設立記念イベント

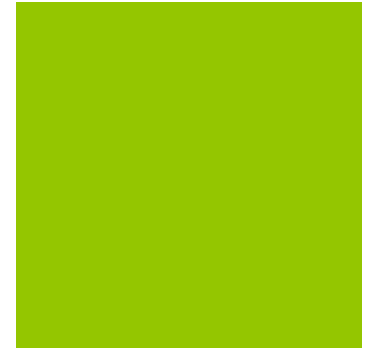
2015/6/29

(2015/7/11改訂)

曾田修司 (跡見学園女子大学)

## NPOの財源

- 会費
- 寄付
- 事業収入
  
- 助成金・補助金
- 受託事業収入（指定管理者制度を含む）



# NPOの制度設計の経年変化

- 1998.12 特定非営利活動促進法（NPO法）施行
- 2003. 5 認定NPO制度（国税庁長官が認定）
  - 「見なし寄付金制度」導入
    - 実際には、この制度で認定NPOになれる団体は少なかった
    - 2012.4時点で約250団体
- 2011.6.30 平成23年度税制改正
  - 「税額控除との選択制」導入
- 2012.4 新・認定NPO制度導入（所轄庁が認定）
  - 2015.5月末時点で847団体（内閣府NPOホームページ）

# アートNPOに関する アドボカシーの可能性（1）

- 関連団体（注：網羅的なリストではない。）
  - アートNPOフォーラム（事務局：アートNPOリンク）
  - 企業メセナ協議会
  - 職能団体
    - Etc.
- 助成団体／シンクタンク等（同上）
  - セゾン文化財団
  - ニッセイ基礎研究所
  - 野村総合研究所
  - 三菱東京UFJリサーチ&コンサルティング
    - Etc.

# アートNPOに関する アドボカシーの可能性（2）

- 学会（注：網羅的なリストではない。）
  - アートマネジメント学会
  - NPO学会
  - 社会デザイン学会
  - 日本文化政策学会
  - 文化経済学会〈日本〉
    - Etc.
- 課題
  - 各学会における研究者／実務者の交流・協力・協働
  - 学会間の相互交流

# 政策課題とNPOのポジション

## ■ 日本

### ■ NPOが政策課題のプレイヤーに（制度面でのメジャーイシュー化）

- 特定非営利活動促進法（NPO法）〈1998〉
- 指定管理者制度〈2003〉
- 認定NPO法人制度〈2003/2012〉
- 税制改正〈NPOに直接関連するものでは、最新は2011〉
- 《参考》劇場音楽堂等の活性化に関する法律（通称：劇場法、2012）

## ■ イギリス/労働党ブレア内閣 1997～2007 〈参考事例として〉

### ■ 行政とVCS（NPO）のパートナーシップ

- コンパクト 1998.11～ 行政とVCS(Voluntary & Community Sector)との協定文書
- 「フルコスト・リカバリー」に関する研究と実践
  - 間接費の支払いを求める間接費のための戦い、キャンペーン 1999～
  - “Who pays for core costs?”

# 行政、企業とNPO

## NPOとフリーランス制作者の関係

- 公立文化施設における変化
  - 指定管理者制度の導入、劇場法〈通称〉の成立
- 行政、企業のアートへのコミットメントが拡大
  - 音楽、演劇、ダンスなどのカンパニーへの助成が拡大
  - アート・プロジェクト、アート・フェスティバルの増加
- フリーランス制作者の役割が増大
- 劇場、劇団、NPO等がフリーランス制作者の受け皿に

# 行政とNPOとの関係

■ （注：網羅的なリストではない。）

- 行政が関わる目的特定型の事業体（実行委員会等）において、その事務局を担うというあり方（事務局代行型）
  - フェスティバル/トーキョー実行委員会 ANJ
  - TPAM PARC
  - 横浜市芸術文化教育プラットフォーム STスポット横浜
  - Etc.
- 社会的包摂に関わる事業
  - 行政が直接手がけるもの／NPOとの協働によるもの
- 求められるもの（強み）は、専門性（企画制作能力）、継続性



# 事業主体としてのNPO

- NPO側は、行政とNPOとの対等な関係を志向
- 個別の契約を結ぶことで対等性・継続性を確保
- 例)
  - 東京都とF/T
  - 豊島区とアートネットワーク・ジャパン
  - 横浜市とBankART1929
  - 国際交流基金、横浜市とTPAM
  - 横浜市とSTスポット横浜
    - Etc.
- (注：網羅的なリストではない。)

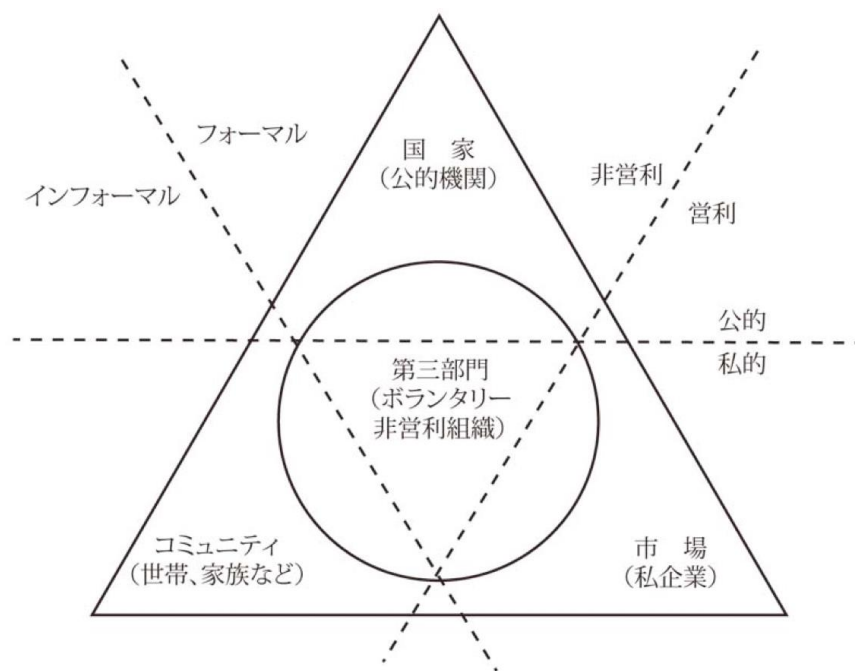
# NPOの財政的自立の可能性は？

〈理念形として〉

- 助成金（赤字補填）から受託契約へ
- 運営管理費への助成制度がない（／少ない）現状を改善
- 戦略的な支援スキームを導入
  - スタートアップ助成
  - 経営能力強化（キャパシティ・ビルディング）助成
- ブランド化戦略
- クラウドファンディングへの期待

# NPO (アートNPOを含む) の機能と活動領域

～ペストフの福祉三角形を基に～

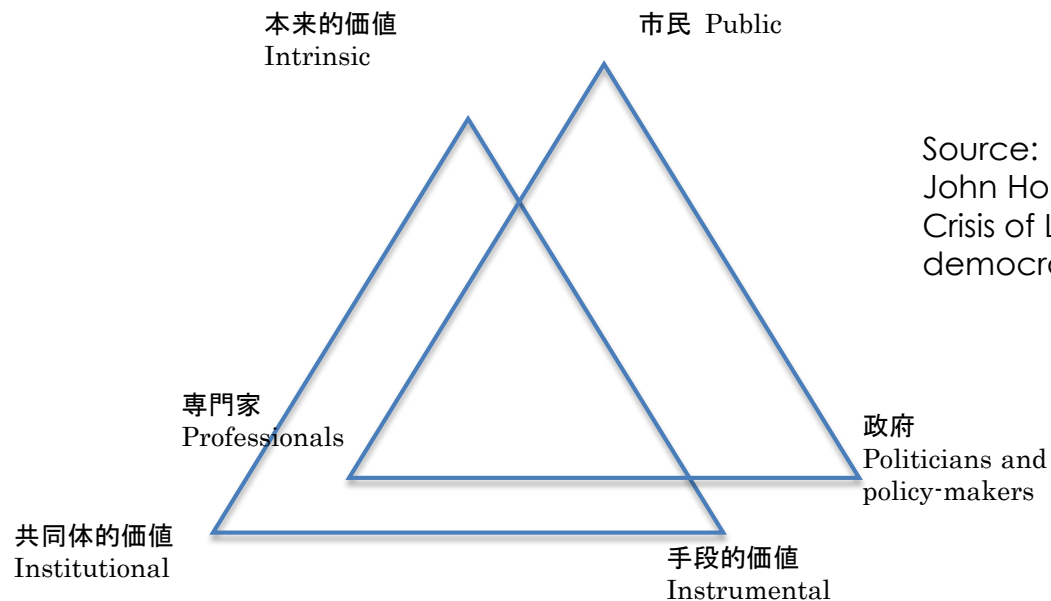


(出所 : Victor A. Pestoff著、岩田正美訳「ソーシャル・サービスの第三部門」生協総研レポートNo. 5、

『スウェーデンの福祉と消費者政策』1993年2月、p.9)

# 市民と専門家と政府は どのような価値の実現を目指すのか

- アートの本来的価値、共同体的価値、手段的価値の並立



Source:

John Holden, "Cultural Value and the  
Crisis of Legitimacy: Why culture needs a  
democratic mandate"

# 何が課題なのか

- 課題の「見える化」
- 経営強化の課題（→本発表において現状と可能性を指摘）
- 雇用と賃金の課題（→イギリスにおける行政とNPOの関係性構築の例を紹介）
- 人材育成の課題（→本発表ではほとんど手つかず）
- 多様な視点の提示、実践、フィードバックによる改善へ